昭和24年10月10日
第三種郵便物認可

人の動き	
総人口	160,036
男	81,203
女	78,833
世帯数	40,475
面積	41,255km²

40年5月1日現在

行政苦情相談

国や府、市の行政についての苦情や相談は毎月8のつく日(土、日、祭日を除く)の相談日をご利用ください
とき　5月28日
　　午後1時～4時
ところ　市民相談室

八尾市時報

昭和40年5月20日　第287号

人権擁護相談

人権を侵されてお困りの方はご遠慮なくご相談におこし下さい。
とき　6月16日(水)
　　午後2時～4時
ところ　人権相談室
相談の秘密は固く守ります

発行所　大阪府八尾市役所
編集兼発行人　池田義彦
印刷所　サンケイ印刷株式会社
毎月2回(5、20日発行)
発行部数　41,000
定価　1部　5円

公民館創立15周年

＝市民ホールで多彩な催し＝

市立公民館の創立十五週年を祝う記念式典は今月十五日、午一十時から市民ホールで行なわれました。当公民館は昭和二十五年、戦後の混乱期に創立され、生活に追われ、娯楽さえ持たなかった当時の人びとの生活にうるおいと、民謡踊り、のど自慢から出発しました。社会が安　するにしたがって活動内容も娯楽本位からしだいに教養文化の向上へと切り替えられ、公民館本来の活動、各種講座学級、母親大学などを中心に活動をつづけています。この十五年の経験をもとに社会教育活動の中核として、こんごますます市民の方々に親しまれる公民館となることでしょう。

式典は、市民震撼の唱和にはじまり、西村公民館長の公民館十五年のあゆみ、大橋市長、日吉教育委員長のあいさつ、来賓の方々のお祝いのことばとつづき、八尾三曲会の三曲演奏、青年団など関係団体の代表による一分間スピーチ、最後に愚智青年学級生による民踊「公民館の歌」、フォークダンス「みどりの大阪」で閉会しました。

また、公民館集会所では関係者の労作で植木や即席の紙製の石灯ろう?―などで見事な野点の席がもうけられ、式典に出席した人々を招じていました。

なお、こんごの記念行事は次のとおりです。

▽近代文化人遺墨展＝六月一、二日(火、水)午前九時から、市民ホール。市民所蔵の明治、大正昭和にわたる文化人の遺墨小品を展示。

▽文化のつどい＝六月十日(木)午後七時から市民ホール。村瀬源四郎指揮の大阪市音楽団による交響楽の演奏。

▽近代きもの展＝六月十、十一日(木、金)午前九時から市民ホール。文部省所蔵の近代のきもの数十点が展示されます。

なお、くわしくは公民館までお問い合せ下さい。

また、記念行事の一つとして、明治、大正、昭和の文化人名士の遺墨展を六月一、二日の両日公民館で開きますがご所有の方のご出品をお願いします。

なおこれらは、短冊、色紙、書簡など小品に限定いたします。出品ご希望の方は五月二十六日までに公民館へお知らせ下さい。

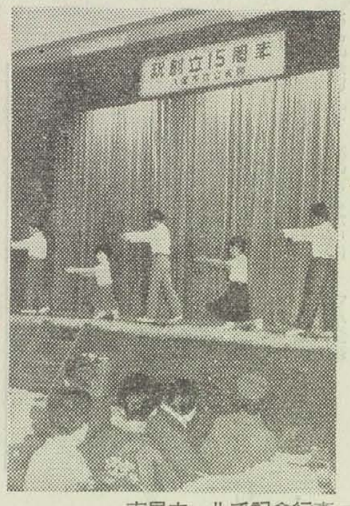

市民ホールで記念行事＝フォークダンス(左)と野点(右)

充実した設備

西郡保育所完成

市立西郡保育所は、近く行なわれる予定の第二寝屋川新設工事のため移転することになり、昨年一月から桂町二丁目の旧西郡小学校跡に新築工事(一部改築＝旧西郡小鉄筋コンクリート二階建)が行なわれていましたが、このほど完成し、今月十四日午前十時から竣工式が行なわれました。

同保育所は昭和四年に西郡村立託児所として創立されたもので、そのごの相次ぐ増改築、移転で施設、内容とも改善されてきました。

今回の新築工事では従来の定員一二〇名を一八〇名にすること。この増員六十人の内三十人は乳児保育に当てることなどを重点的に新改築されたもので、木造瓦葺平家及び鉄筋コンクリート二階建敷地面積二、八五四平方㍍、建築面積延九九三、五四平方㍍総工費約千九百万円と府下でも有数の立派な保育所になりました。

建物は保育室五、遊戯室一、乳児室一、ほふく室二、学習保育室二、調理室一、事務室一、医務室一、などすばらしい設備を持ち、保育所としての全機能が充たされています。

当日、行なわれた竣工式には大橋市長をはじめ、地元関係者ら約百人が集まり、この立派な保育所の竣工を祝いました。また、保育児、事務室の移転も十七日に行なわれ、新しい大きな保育所での生活に子供たちは大喜びでした。

なお、増員分の六十人については七月一日の入所を目標に、現在係で募集の準備を進めています。くわしくは社会課か西郡保育所までお問い合せ下さい。

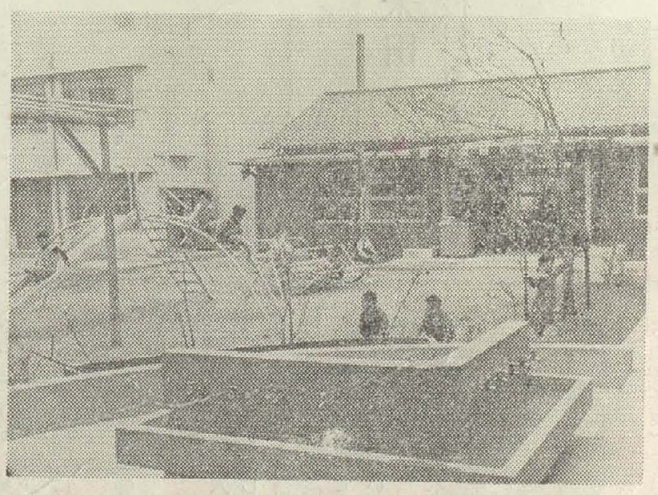

乳児保育設備も完備した西郡保育所

戸別徴収します

国民年金保険料

いままで納付組織のない地区へは出張徴収(検認)を行なっていましたが(一部本庁管内のみ徴収員制度実施ずみ)このほど二人の徴収委託員を配置し、戸別に徴収にまわることになりました。今後は出張徴収(検認)制度を廃止し、納付組織のない地区へは、大体三月目ごとに戸別に保険料の徴収に伺います。徴収委託員がお伺いしたとき、万一ご不審な点があれば、身分証明書を常に携行させていますから、ご遠慮なく提示を求めて、いただきますようお願いします。

常時不在者の方へお願い

お勤め、その他の都合で日曜と夜間以外に不在となるご家庭は、ご近所の国民年金、被保険者宅へ手帳とお金をお預けいただくかまたは市民課、年金係まで、電話その他でご一報下さいますよう、お願いします。直接、本庁、出張所へ納付いただければなお結構です。

教育モニター募集

文部省では、いま教育モニターを募集しています。この制度は政府の文教施策について、広く一般国民から批判、意見、要望などをきき、文教行政の参考にするためのものです。

モニターは全国で六百人、府下で二十四人が募集され、実施事項は年六回の文書による報告と教育モニター会議での口頭報告です。

資格は教育、学術、文化に関心をもつ二十歳以上の者で、議会の議員、公務員以外の人です。

応募希望者は五月二十五日までに府教委へ申込んでください。

窓

この欄は、市民相談室でお受けした相談の中から、一般的な内容をもつものを取り上げ市政のあらましを知っていただくための市政の窓です、相談室では市政に対する声をお待ちしています。

困った黒谷地区の夜間断水

【問い】＝私の住んでいる黒谷地区では、毎晩十時半になりますときまったように水道が断水します。朝は子供の学校が早いため、五時半に起きますが、いつも断水です。

今年は春からとんな状態では夏が思いやられます。早急に断水を解消していただくとともに、夏の見通しもお知らせ下さい。

夜間用ポンプで断水解消へ

【答え】＝現在、高安全給水地区には府営水道の受水により給水し、高所地区については、仮設の加圧ポンプで送水しています。

しかしこのポンプは、昼間と夜間の使用水量の差が大なるため、昼夜運転すると夜間には高水圧となり、送水管が度々破裂しますので、別に夜間用として水源地の予備ポンプを据付け送水してきました。

ところが、最近では、この予備ポンプ能力が不足のため、高所地区の一部が夜間(23時から5時まで)出水不良でご迷惑をかけています。このため、局では現在の夜間水量を十分検討し、今年、夏の夜間水量に応じたポンプを来月初旬に据付ける予定ですから今しばらくしんぼう下さい―水道局―

工事で入れないゴミ集収車

【問い】＝私は北町三丁目に住むものですが、先日来、萱振一丁目と北本町三丁目の境を流れる用水路を市の方で工事をされており、川床から掘り上げられた土が道路上に山のように積み上げられています。

このため、私たちの付近数世帯はし尿、塵芥などの集収車が入ることができず困っています。

一日も早く、集収車が入れるよう土を取り除いて下さい。

できるだけ早く取り除きます

【答え】＝ご指摘の個所は、出口排水路護岸工事の現場で、三月末日からブロックによる護岸を行なっているものです。

この排水路は、川床も上がり、道路の土もくずれ川に落ちこんでいるため、これらの泥や土をさらえたものですが、大変ご迷惑をかけまして申しわけありません。早速取除き、このことをし尿、じん芥の担当者にも連絡しました。

なお、この工事は五月の末日までに完工の予定ですのでよろしくご協力下さい。

―土木課―

飼犬はつないで

薬剤で犬害防止

八尾郵便局では、犬を放し飼いにしないように、かねてから飼主の皆さまにお願いしていますが、野犬もかなり多く、郵便配達員が犬に噛まれるという事故が後を絶たない現状です。

このため「サンダーポケット」という噴射式薬剤を配達員に携帯させて、つないでいない犬から危険を防止するため使用することになりました。

この薬剤は、人畜には無害ですが、噴射を受けた犬は、以後その人を恐れて近づかなくなるといわれます。愛犬は必ずつないで飼っていただくようお願いします。

老人ホームへの贈りもの

老人ホームに次の方々から温い贈りものを頂きました。厚くお礼申し上げます。(敬称略)

五百円＝きみよ(七回目)、二百円＝松本恒夫(安中町)、七千四百三十五円＝西田芳治(松原中学校前一年八組)、五千円＝刑部鶴松(太子堂)、五千円＝西郡地区老人クラブ連合会(幸町)、三百円＝どこかの老人(三十四回目)

寄付物品

お菓子＝森口元之助(住吉区)生花＝三野隆子外三名(植松町)サントハム＝八尾市衛生婦人奉仕会(北本町)、花壇の花＝斉藤清次郎(山畑)、老壮の友＝中西政太郎(本町)、敷布と枕＝八尾市役所行政課(本町)、映画＝大阪ガス毎日放送チャリティアワー(大阪市)、菓子、石鹸、生花＝西木明子(大阪市天王寺区)、納豆、キャラメル＝松村重之(北本町)、キャラメル＝岡崎好進(大阪市東区)

日本脳炎の予防接種

今年もまた、暑さと共に恐ろしい日本脳炎の流行期が近づいてきました。日本脳炎は、子供に多い急性伝染病ですが、昨年の流行期には、大人の患者も発生し、死亡率も非常に高く、一生を不具や白痴でおくらなければならない後遺症を残す恐ろしい病気です。

予防は、まず蚊退治……日本脳炎は、そのウイルスを持っている蚊に刺されることによって感染するもので、蚊を退治することが病気の予防に最も大切なことです。また、この病気には確実な治療剤はありませんがワクチンの接種で、免疫ができやすく、予防接種が最も効果的といえます。

市では、次の通り予防接種を行ないますから必ず受けて今年こそ市内から一人の患者もでないようお互いに予防に心がけましょう。

受診方法は、去年一週間間隔で二回受診した方は、今年は一回の追加免疫を受けることによって免疫ができます。また、今年始めて受ける方は一週間間隔で二回受診しないと効果がありません。

○該当者は、生後六カ月以上の希望者。
○時間は、いずれも午後一時三十分から三時までです。
○料金は、一人一回五十円です。

日程表

第一回	第二回	会場
六月七日(月)	六月十四日(月)	清友会館
八日(火)	十五日(火)	竹渕働く婦人の家
九日(水)	十六日(水)	南高安小学校
十日(木)	十七日(木)	大正小学校
十一日(金)	十八日(金)	隣保館
二十一日(月)	二十八日(月)	久宝寺中学校
二十二日(火)	二十九日(火)	市民ホール(八尾団地集会所(若草町))

赤十字運動にご協力下さい

いま全国で赤十字運動が行なわれています。この運動は社会のためのいろいろな奉仕事業のために全国の人々が温い手と手を結び合う運動です。みんなそろって赤十字の社員となって愛と奉仕の世界を築きましょう。期間は今月末までです。みなさんのご協力をお願いします。

『申出』を今すぐに

補充名簿の登録

近い参院選挙

近く参議院議員通常選挙が行なわれます。選挙は国民の主権を行使する唯一の機会ですから、一人も棄権しないよう必ず投票しましょう。このほど公職選挙法が次のように改正され、補充選挙人名簿への登録は、申請制度が廃止され登録申出のみによって行なわれることになりました。新しく選挙資格を得た方は、今すぐに申出の手続きをしてください。

補充選挙人名簿への登録申出は本人に限ります。ただ止むをえない事由によって、どうしても本人が申出にこられないときは、その申出の事由についても最も精通している同居の親族が代人となることができます。

申出資格

補充選挙人名簿に登録を申出できる人の資格は、基本選挙人名簿に登録されていない日本国民で、次に該当する方です。

①八尾市に居住していて、年齢が満二十歳に達した人。

②年齢満二十歳以上で、八尾市に転入してきて住所をもつにいたった人。

③基本選挙人名簿に登録もれの人。

なお、基本選挙人名簿に登録されている方には、近日中に、参院選挙の投票所入場券を配布しますから、入場券を配布されなかった人は、すぐに申出をしてください。（前号本紙で入場券配布は十五、六日ごろとお伝えしましたが選挙期日が確定しないため遅れています。）ただし、昨年十月一日以後に登録申出をしておられる方は、後日お渡ししますので申出書を出さないで下さい。

申出期間

今回の参院選挙については、選挙期日の公示の日（未定）の前日までに申出をしてください。この期限を過ぎると、どんな理由があっても、受理できませんので、期日を守ってください。

申出の場所は、八尾市選挙管理委員会（市役所四階）か、市の各出張所です。

申出をするときには、申出の事由のあることを証明し、また居住の事実を証明できるようなもの（電気、水道、ガス、新聞などの料金領収書）と印鑑を持参してください。

補充選挙人名簿への登録は、選挙期日の公示（告示）の日の前日までに申出された方のうち—①日本国民で②年齢満二十歳以上であり③八尾市に引続いて三カ月以上居住し④欠格事由に該当しないという登録資格のある方だけを名簿に登録します。

なお、選挙人名簿登録申出については八尾市選挙管理委員会にお問合せください。二—三八八一番

季節のメモ

■つゆどきの健康

そろそろ力の発生するころです。庭先きの水たまり、下水などに殺虫剤を繰り返しまいておきましょう。アミ戸もことしはぜひ準備してください。ゴキブリ退治も徹底的に行なって、カやゴキブリを媒体する病気を防ぎましょう。

台所の衛生もつゆどきの健康を守るたいせつなポイントです。調理前の手の消毒、食器の鮮度、台所用品の清潔は当然主婦の責任でしょう。ふきそうじには、逆性石けんを使い、食器類は必ず熱湯消毒をすること。たわし、ザル、シャモジの類もよくかわかして使用するなど、十分衛生に心をくばってください。

そうした心づかいが食中毒、腸チフス、セキリ、日本脳炎、小児マヒなどからあなたのご家族を守るのです。また幼児のアセモや寝冷えなどにも十分気を配ってあげてください。

一方農家では農薬の散布が行なわれますが、例年たくさんの事故が発生しています。取り扱いに十分規則を守ることはいうまでもありません。

■つゆどきの住い

雨の多いこの季節で、とくに気になるのは、台所やお便所、ふろ場などの悪臭です。この対策は風通しをよくすることとか、市販の脱臭剤を利用するのがなによりですが、木や草の葉をこまかくきざんで、皿の上などにのせたり、お便所なら葉のついた枝のまま花びんにさしておくと案外臭がふせげるものです。葉の成分である葉緑素が空気中の酸素にふれて脱臭作用があるためです。

また、六月は一年中でいちばん雨の多い月です。とくに月末の二五日～二八日が統計的にも雨が多いそうです。したがって豪雨による災害もこの日を中心におこっています。例年のことですが、家の周囲の水ばけ、雨もり、屋根の修理など、この雨期に入る前にぜひ完全に補修しておきたいものです。

○○○雨期に備えて○○○○○○○○

早目に家屋の修理を

市内で倒壊のおそれがある危険家屋は、年々少なくなってはいますが、それでも現在三十八棟も残っています。このほかにもまだ相当見受けられるので、雨期をひかえ長雨のために家が倒れたりすることのないよう、次のことがらについて、も一度点検し、注意を怠らないようにしてください。

▽屋根の雨漏り

雨漏りの個所があると、屋根土や小屋組が水を含んで重くなり、屋根が落ちることがあります。

▽小屋組

建物が古くなってくると、束や棟木が梁からはずれることがあります。

▽壁

壁土が水を含むと、重さが増し建物が傾くおそれがあるので、筋かいや控柱をつけて補強してください。

▽柱と土台

柱や土台には、よく白アリが巣をつくっていることがあり、これらの柱や土台では建物が倒れることがありますので、よく調べてください。

▽基礎

雨水の流れによって、基礎が洗われるときは、地面が沈下して建物が傾き、思わぬ事故を引き起こしますから注意してください。

国際見本市

展示小間の申込を

六月末まで産業課へ

今年四月から東京晴海で開催された、東京国際見本市は今月六日開設以来最高の取引高を収めて無事終了しました。

これに引きつづき、明年は大阪市の港区などで第七回大阪国際見本市が開催されます。これら見本市は、国の内外の人びとに私たちの産業を紹介するとともに、取引きをますますさかんにするために行なわれているもので、当市からも出品するメーカーは年々増えています。

市産業課ではこの大阪国際見本市に出品される小間の申込みの受けつけを行ないますから、出品ご希望の業者は六月二十一日から三十日までに産業課商工係までお申し込みください。なお、小間申込金は次のとおりです。（いずれも一小間につき。）

屋内小屋	4万円
屋外屋根つき小間	2万円
屋外屋根なし小間	1.5万円

なお、くわしくは産業課商工係までお問い合せください。

働く人の美術展

出品募集

搬入は六月六日

市立労働会館では、働く人の美術展と併催で第六回八尾美術協会展を開催します。

この美術展は秋の文化祭美術展と並んで当市の二大美術展として、市内の美術愛好家に親しまれ、特にこの協会展は勤労者からの出品を広く呼びかけています。

今年も次のとおり作品の募集を行ないますから、ふるってご応募下さい。

▽会期＝六月八日（火）から十三日（日）まで。時間は九時から十九時まで。最終日は十七時。

▽会場＝市立労働会館（近鉄山本駅下車すぐ）

▽搬入＝六月六日（日）十時から十七時。会場まで。

▽種別＝絵画、彫刻工芸—使用材料は自由、一人二点以内。写真、黒白・カラープリント、パネル張りのこと。一人二点以内。

▽出品手数料＝出品者一名につき三百円。

なお、くわしくは市立労働会館までお問い合せ下さい。

町の話題

市庁舎前に立派な花壇

八尾市連合青年会

八尾市連合青年団は五月一日から名称を連合青年会（柏倉信次会長）と改めましたが、これを機会に組織、活動ともに一新して、新しい時代に応じた青年のグループに生れ変わろうとしています。

これを記念して青年会では市民憲章の「みどりのまちをつくりましょう」にちなんで市役所の庁舎前に草花と植木を植えようという声があり、全員の賛同で、今月の六日、有志二十人ほどが花壇づくりをしたが、市交通安全協会（石田善碩会長）では婦人会の協力を得て「アメでもなめて神経を安めて下さい」と十一日府道堺、布施、豊中線八尾高角の交差点でアメをくばり安全運転のPRにつとめました。

庁舎前で草花を植える青年会の人びと

当日、植えられたのはパンジーひな菊、さつきなど約五百本。これらは会員さんの中で、草花、植木を採培している人からの寄贈によるもので、これから数カ月間、みどりのまちの市役所にふさわしい美しい花壇で、来庁の市民をこ[illegible]に春の交通安全運動[illegible]なわれまし[illegible]

そこばせることでしょう。

運転手にアメ袋を配る

交通安全運動

交通事故を無くそうと、今月十一日から十九日まで、全国一せいに春の交通安全運動[illegible]なわれまし出され

この日は、午前十時と午後二時からの二回、安全協会、婦人会の方々にまじって大橋市長も「あげたキに笑顔でこたえてすぐ停車」と標語の入ったアメ袋を赤信号で停車している運転者にくばっていました。

アメ袋をくばる大橋市長

運転者にたアメに思わずニッコリ。このなごんだ気持で安全運転をしてもらおうという主旨。このアメくばり十五日にも行なわれ、合計千五百人の運転者にくばられました。

この交通安全運動への期間だけでなく運転者も歩行者もお互いに十分注意して毎日「交通事故ゼロの日」を続けたいものです。

議長　小池、副議長　木田

委員会役員も決る

臨時市議会　月　日　時

新しい議長、副議長をきめる五月臨時市会は、十八日午後二時三十分から開かれ、議長に小池十太郎氏、副議長に木田梅吉氏がそれぞれ指名され、各委員会役員も次のとおり決まりました。

議長　小池十太郎

副議長　木田梅吉

常任委員会（正＝委員長、副＝副委員長）

【総務】正＝中谷浅吉、副＝川元栄三、【建設】正＝御内幸次郎、副＝真田勲、【文教産業】正＝平田庄治、副＝角倉菊造、【厚生】正＝近藤与四郎、副＝松村一雄。

特別委員会

【広域行政調査】正＝長沢豊二、副＝阿尾彰、【交通対策】正＝川内牧太郎、副＝野津昌巳、【ガス電話対策】正＝川村吉太郎、副＝森本義雄。

手続案内

身障者手帳の交付など

【8】

眼、耳、平衡機能、音声機能手、足、体幹などに一定以上の障害のある人たちには、身体障害者福祉法によって援護をうけることができます。体に障害のある方は次の事柄をよくよんで、必要な手続きをしてください。

身障手帳の申請

身体に障害のある人、目耳や言語と肢体に不自由がある人は、身障手帳をその程度によって交付を受けることができます。

手続の順序＝福祉事務所で申請書、診断書を受けとって、厚生省の定める指定医療機関に行き診断をうけ、診断書を申請書と写真に添えて福祉事務所に提出して下さい。そうすれば大阪府庁に進達、二週間以内に手帳が交付されます。

注意事項＝①15歳未満の児童は、保護者が代って申請して下さい。

②写真は4×3㌢㍍の証明書用のものを2枚提出して下さい。

③申請書には必ず印を押して出すようにして下さい。

【等級変更について】

身障手帳の交付を受けた人で、障害程度が以前よりも悪くなった人は、診断書を福祉事務所で受けとり、指定医療機関に行って診断を受け、福祉事務所で申請書と診断書と手帳を提出して下さい。手帳は大阪府庁で等級変更を済ませた後、お手元に戻ります。

注意事項＝①申請書には印を忘れぬようにして下さい。

②診断を受けても、等級が何と同じ人は変更ができません。

【紛失した場合】

手帳を紛失なさった人は、近くの警察に行き、紛失証明書を発行してもらって、福祉事務所で申請書と写真と合わせて提出して下さい。なお申請書は福祉事務所に有りますので、印を忘れずに押して4×3㌢㍍の写真一枚出すようにして下さい。

【破損した場合】

手帳が破損し、使用不能となったとき、福祉事務所で申請書をうけとり、記入、印を押した後、手帳を紛失した場合と同じ大きさの写真一枚と破損した手帳も合わせ福祉事務所に提出して下さい。大阪府庁に福祉事務所より進達、2週間以内に交付されます。紛失した場合も同じ日数がかかります。

【居住地の変更】

身障手帳はその居住する都道府県が交付することになっていますが、一度交付された手帳は、全国どこにでも通用します。そこで、居住地が変った場合、その居住地の管轄の福祉事務所に行って手帳に新居住地の欄に福祉事務所長印をもらって下さい。その際、印鑑を手帳と合わせ必ず持参して下さい。八尾市では米穀通帳は持参する必要がありません。

【手帳更新について】

現在昭和二十九年度以前に交付された手帳を持っている人は、至急に印鑑、手帳を持参して福祉事務所にある申請書に記入の上、提出して下さい。新しい手帳と交換します。なお他年度に交付をうけた人は、その必要がありません。

【補装具の申請】

身障手帳を持っている人で、義足、松葉杖等の必要がある人は、手帳、印鑑、源泉徴収票もしくは納税証明書を持参して福祉事務所に申請して下さい。修理を必要とする人も同様に申請して下さい。この場合、本人またはその家族の収入に応じて経費の一部または全額を負担していただくことがありますので注意して下さい。また補装具の種類によって、身障者更生相談所の判定をうけなくてはなりません。福祉事務所では、まず申請をしていただきますと、判定の必要がある場合は、判定依頼書を発行更生相談所に行っていただき、判定書が来しだい、申請書の希望する補装具製作業者より見積書をとり、申請書の家庭の収入状況を調査して、負担される額を決定、補装具交付券を発行、その券を持って業者へ直接とりに行っていただきます。ただし、盲人杖、補助ステッキは、福祉事務所でお渡しできる場合もあります。これは必要に応じて、福祉事務所で特定の補装具を一括購入してかまわないと身体障害者福祉法に定められてあるからです。

補装具の修理についても交付するのと同様に取扱います。

なお十八歳未満の人が申請される場合は、児童福祉法によって取扱われますので福祉事務所で申請書、世帯調書、納税証明書もしくは源泉徴収票を受取り、記入捺印の上提出して下さい。また、その場合手帳も忘れずに持参して下さい。児童福祉法により、大阪府庁児童課に進達、他の事項と違って、府庁より直接申請された方に通知が行きますので注意して下さい。

【更生医療について】

身障手帳を持っている方で、手術その他の医療によって障害を軽くしたり、職業上、または日常生活上便宜を増す場合、福祉事務所へ申請されますと、更生相談所で総合的に判定、指定の病院で治療をうけることができます。この場合、受診する手続や費用については、補装具の交付をうける場合と同様です。